

村 上 税 務 署 か ら

公益社団法人村上法人会は、村上税務署管内（村上市〔村上、荒川、神林、朝日、山北地区〕関川村、栗島浦村）に所在する法人企業によって自主的に結成され、国・県の認可を受けて設立された公益社団法人であります。

平成２年に社団化されて設立され、平成２５年４月に公益社団法人として新たにスタートし、管内企業、団体等で令和７年３月末現在５８７社、加入率５８．２％で組織する公益社団法人であります。

また、若い力を結集した青年部会や女性部会も魅力ある法人会づくりに意欲的に取り組んでおります。

経営者の方々が税について正しい知識を深められ、合理的な納税に心を配られることは、企業の健全な発展のため極めて大切なことであります。

公益社団法人村上法人会は、これらの点に着目し正しい税知識の普及向上のため数多くの研修会を開催するとともに、税務行政や税制に対する要望・意見具申のほか経営上の諸問題についての研修等会員のために幅広い事業活動を行っており、その業績は高く評価されています。

今後ますます組織を拡大され、さらに法人会活動が活発となり、なお一層の発展をされるよう大いに期待してやみません。

村 上 税 務 署 長

推 薦 の こ と ば

法人会は税務や経理、経営に関する事項の研究、指導の講習会や説明会をしてくれる公益法人であり、私達税理士会としても手を携えていかなければならないと考えています。

企業はつねに成長発展を遂げなければなりません。企業を取巻く社会・政治経済環境はつねに変化しており、この変化に対応した経営方針の決定は企業自身が行わなければなりません。

この点で公益社団法人村上法人会は、税務知識の向上と現代社会に即応した経営方針へのアドバイスをしてくれるものであり、すすんで法人会に加入され、企業の発展を図られるよう望みます。

関東信越税理士会村上支部長

公益社団法人 **村上法人会**
入会 のおすすめ

公益社団法人 **村上法人会**

村上市小町 4 番 1 0 号（村上商工会議所内）

TEL 0254-50-1871

FAX 0254-50-1872

よき経営者をめざすものの団体

・ ・ ・ それが法人会です。

法人会の会員としてのメリットは、主に次の点に集約されます。

- ☆ 様々な業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりを生み出します。（異業種交流）
 - 本会、各地区で開催される研修会や、催しに出席するうちに、さまざまな業種の経営者と知りあえます。
 - 自分とは違う分野で活躍される方との交流。それは、新たな事業展開のヒントを得る絶好のチャンスといえます。
 - 新しい仕事のつながりができ、繁栄のキッカケがつかめます。さらに、積極的な情報交換を通して、お互いに経営感覚を磨き、視野を広めることができます。
- ☆ 税の研修会などで、最新の税知識が習得できます。
- ☆ 講演会や、経営に役立つ研修会を開催しています。
- ☆ 税務の解説書や経営に役立つ小冊子を提供しています。
- ☆ 全国版機関誌「ほうじん」、当会では会報誌「村上法人会だより」を発行しています。
- ☆ ボランティアや地域振興などに取り組み、会員企業の社会貢献活動を支援しています。
- ☆ 青年・女性の活力が新たな活動をうみだしています。
- ☆ 税の啓発・租税教育活動を行っています。
- ☆ 法人会独自の充実した福利厚生制度をご利用いただけます。
企業と従業員のための保障制度にご加入できます。

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

法人会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

公益社団法人村 上 法 人 会 御中

法 人 名		電 話	()
		F A X	()
代表者名	⑩	法源番号	
会社所在地	〒		
業 種		資 本 金	万円
関 与 税 理 士 名		決 算 期	月
紹 介 者 名			

☆ ご入会は、「入会申込書」に所要事項をご記入の上、事務局に
お申し込み下さい。

公益社団法人村上法人会の会費について

法人会が事業を行い、会を維持するために会員の皆様から会費を徴収しております。
年会費額は、定額会費、資本金及び形態区分等により次のように定められております。

会費計算根拠	年会費
1. 定額会費	2,000円
2. 資本金区分による会費 500万円以下の法人 500万1円以上～1,000万円以下 1,000万1円以上～3,000万円以下 3,000万1円以上～5,000万円以下 5,000万1円以上の法人	5,000円 7,000円 8,000円 11,000円 16,000円
3. 形態区分による会費 ◇農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合 上記以外の法人は、2.の資本金区分に該当する。	8,000円
4. 系列会社（代表者・経理員及び事務所等が親会社と同じ）及び支店、営業所及び公益法人、学校法人等は右記の年会費による。	5,000円
5. 賛助会員	3,000円

※年間会費納入例

単位：円

資本金500万円の会員は 2,000（定額会費）+5,000（資本金区分）＝ 7,000

農業協同組合などの会員は 2,000（定額会費）+8,000（資本金区分）＝10,000

系列会社、支店、営業所等は 5,000

※入会金は必要ありません

会費の納入方法

- （1）会費は、年度ごとの前納制で会員皆様方の預金口座からの口座振替や振込納付又は持参による方法で毎年、総会終了後6月末日（休日の場合は翌営業日）に戴くことにしております。
- （2）平成25年4月1日から公益社団法人への移行に伴い、会員の構成が「正会員」及び「賛助会員」となります。
- （3）「正会員」は、村上税務署管内に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した法人で資本金区分等による会費額となります。
- （4）「賛助会員」は、本会の事業に賛同して入会した個人などで、会費額は、3,000円です。
- （5）新規加入の納入は加入月とし、10月以降加入した会員は、初年度に限り年会費の半額を納入するものとする。